

生駒市条例第28号

生駒市環境基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月25日

生駒市長 山下 真

生駒市環境基本条例の一部を改正する条例

生駒市環境基本条例（平成11年3月生駒市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条第4号中「資源及びエネルギーの利用等における物質循環」を「廃棄物の減量化及び資源の循環的な利用」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 地球温暖化の防止等に資する再生可能エネルギーの普及及びエネルギーの効率的な利用が促進されること。

第19条に次の5項を加える。

- 2 環境マネジメントシステムの実施に当たっては、環境への負荷の低減に向けて取り組む項目について、目標を設定し、その取組状況を評価し、見直しを行うものとする。
- 3 環境マネジメントシステムに係る方針の決定、総合調整等を行うため、市長を本部長とする生駒市環境マネジメントシステム推進本部を置く。
- 4 環境マネジメントシステムの運用に関し必要な事項の調査等を行うため、市長が指名する職員で構成する生駒市環境マネジメントシステム推進委員会を置くことができる。
- 5 環境マネジメントシステムを適正に運用するため、第24条第1項に規定する環境マネジメントシステム推進会議において、取組状況の点検及び評価を行うものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、環境マネジメントシステムの運用に関し必要な

事項は、市長が定める。

第24条第2項中「調査審議する」を「所掌する」に改め、同項第1号中「に関する事」を「について点検し、及び評価すること」に改め、同項第2号中「の設定に関する事」を「について調査審議すること」に改め、同項第3号中「に関し必要な事項」を「に関する必要な事項について調査審議すること。」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。